

「鳥取市公立保育施設再配置計画（案）」市民政策コメントに対する考え方

鳥取市健康こども部こども家庭局こども未来課

鳥取市公立保育施設再配置計画（案）の市民政策コメントを実施しました。

実施期間：令和6年1月9日（火）から1月29日（月）まで

提出件数：3人（10件）

お寄せいただいたご意見に対する考え方は次のとおりです。

貴重なご意見をお寄せいただき、大変ありがとうございました。

区分	ご意見等の概要	該当	考え方
意見	<p>「1. 公立保育施設の担うべき役割の整理」について</p> <p>(2)の「私立保育施設の参入が見込まれない地域に」とありますが、本来は、公的保育の保障は公立が担うもので、その足りないところを民間にという考え方だと思います。支所地域は、もともと公立で担ってきたわけですから、「私立保育施設～」の部分は削除した方がいいと思います。要は、公立保育園は、児童数がどうであれ、保育を提供するものと考えます。</p>	P34	<p>「1. 公立保育施設の担うべき役割の整理」については、本市に限った表現をやめ、『児童数が減少している地域において、保育を提供する役割を担います。』と修正します。</p> <p>児童福祉法第24条に定めがあるとおり、市は保護者が労働等により乳児、幼児等が保育を必要とする場合、保育所において保育しなければならない。とされているところであり、本市では、保育ニーズが増加する中では官民協働による保育サービスの提供も必要と考えているところです。しかしながら、現状の支所地域の入所児童数は減少傾向にあり、今後もこの傾向が継続される可能性が高いことから、公立での保育の提供が必要であると認識しているところです。</p>
意見	<p>(5)の「サービス量の全体調整をする役割」とあるのは、どのような意味ですか。定員の増減ということならわかりますが、「統廃合」も含めたということなら話は違います。そこまで深読みをしなくてもいいのでしょうか。</p>		<p>保育ニーズが多い地域、または少ない地域など、需要に応じた受け入れが可能となるよう公立保育園の職員配置を調整することや、医療ケア児の入所が見込まれる公立保育施設へ看護師を配置する等、広く市域全体の保育サービスの提供を調整する役割になります。</p>
質問	<p>更新等検討時期(耐用年数の到来時期)</p> <p>第2期に築年数の低い白ゆり保育園が上がっているのは、耐用年数を迎えている理由から</p>	P36	<p>白ゆり保育園の建築年度に誤りがありました。『平成2年を昭和59年』に修正します。</p>

	だと思えます。第3期の計画に入っている散岐保育園は築年数も高く構造はS造ですが、検討時期を第2期にされない理由は何でしょうか。		
質問	耐震性が低い施設 第1期に倉田保育園、豊実保育園が上がっており、現在は建替工事中です。2期以降には該当施設が上がっていないのは、その他の施設においては耐震診断で基準をクリアしているという判断でよろしいでしょうか。		お見込みのとおりです。
意見	「(5) 民営化の対象施設の公表」について 「保護者等に説明会を実施し、合意形成後に公表」とありますが、公表がなぜ「合意形成後」なのでしょう。公立保育園のありようは、通園している子どもやその保護者だけの問題ではなく、鳥取市の保育のあり方にかかわることなので、「合意形成後」ではなく、民営化の対象として検討することを決めた時点で公表すべきと考えます。	P42	民営化にあたり、まずは対象施設の保護者や地域の方々をはじめとした関係者へ丁寧な説明を行い、理解を得ることが重要と考えています。 そのため、保護者や地域の方々の理解が得られていない中での公表は、民営化を進めていると過度に捉えられる可能性もあることから、合意形成後としているところです。
意見	公立保育施設が統廃合等を進めることは、市の財政を健全に保つために必要なことなのだろうと思えますが、公立保育園が長い歴史の中で築いてきた地域とのつながりや、小学校とのつながりが途絶えてしまうことは寂しいことだと思います。 資料を読ませていただいて一つ気になったのは、保育士の処遇についてです。統廃合や民営化を進めるにあたり、「民営化の対象となる保育園に勤務している職員は、原則、他の部署に配置換えする等により、民営化を進めることとする」という一文の、他の部署とは、保育現場ではないということでしょうか。保育現場ではますます仕事量が増大しています。それをカバーするためには正規職員の増員が必要ですが、現状では非正規職員の方が増えつつあり、保育の知識や経験を継承することがしづらい状況です。公立保育施設で働く保育士は、民間施設	P49	民営化後の職員の処遇については、培ってきた経験と知識を保育現場で生かしていただけるよう、他の公立保育施設への配置を基本として考えています。

	で働く保育士と比べると身分や労働条件が保障されていて、在職年数の長い保育士が多いと推察します。ぜひ、その知見が生かせる部署への配置をお願いします。		
意見	「(2)統廃合の対象施設」について 公立幼稚園も統廃合の対象となっていますが、公立保育施設としてひとくくりで考えるものではないと思います。現在、3つの幼稚園がありますが、今に至っている経過もあります。この計画に幼稚園は不要ではないかと思えます。	P52	義務教育学校内に設置されている福部未来幼稚園のように、他施設との複合化の対象となる場合を考慮し、対象施設に含めています。 ご指摘のとおり、公立幼稚園については、配慮が必要と認識しております。
意見	「(5)統廃合の対象施設の公表」について 前述と同様、統廃合の対象として検討することを決めた時点で公表すべきと考えます。	P53	前述の民営化と同様、統廃合についても、まずは対象施設の保護者や地域の方々をはじめとした関係者へ丁寧な説明を行い、理解を得ることが重要と考えています。
意見	「1.計画の基本方針」について (方針1)…「中学校区を一つの地域」としてありますが、例えば、佐治町と用瀬町では中学校1つです。そうではなくて、旧町村には配置する必要があると思えます。	P54	国の「保育所保育指針」を基本原則として定めた「鳥取市保育基本方針 ほいくかがやき」においても、集団、社会生活を過ごす中で自己の内面的世界を構築し自己実現への歩みを少しずつ踏み出していくことを目標としているところであり、こどもに視点を当てた際に、一定数の集団、集まりを維持する必要があると考えており、その一つの枠組みとして旧町村単位ではなく、中学校区を一つの地域としたものです。
意見	「(2)民営化・統廃合の検討結果」について 第2期の施設には、民営化及び統廃合の対象となる施設がなかったことに安堵しました。	P56	第7章記載のとおり、第2期の施設において、民営化・統廃合の対象施設はありませんでした。